平成２１年（フ）第１７８６号
大阪府河内長野市松ケ丘東町1807番地の６
債務者　清水美智子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７８７号
大阪府河内長野市松ケ丘東町1807番地の６
債務者　清水真由美
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８９７号
堺市中区楢葉170番地　フェルティ・メイツ泉ヶ丘参番館1307号
債務者　吉井　　清
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
堺市中区八田西町２丁３番２―309号
債務者　森實　真理
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
大阪府高石市西取石３丁目８番８―847号
債務者　豊田　博美（旧姓須平）
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
堺市北区北花田町２丁209番地11
債務者　寺田憲太郎
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
堺市堺区寺地町西２丁２番25―305号
債務者　脇元美穂子（旧姓石崎）
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
大阪府富田林市美山台７番２―312号
債務者　森　　大秀
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
堺市堺区北田出井町１丁６番８号　ハイツ洸苑305号、前住所堺市堺区榎元町２丁１番７号　ハイム榎203号
債務者　緑川智澄子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
堺市堺区香ヶ丘町３丁１番８　エル・セレーノ香ヶ丘106号
債務者　悠建設こと　大川　義博
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６５号
堺市北区金岡町898番地１
債務者　小中　重隆
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
堺市北区金岡町898番地１
債務者　小中　美子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
大阪府高石市千代田２丁目12番27号
債務者　中谷　博一
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
大阪府柏原市国分東条町12番32号
債務者　山村　良幸
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
大阪府高石市加茂１丁目９番２号
債務者　岡本　元気
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
堺市南区原山台５丁１番15―204号
債務者　金井　光子
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
堺市南区三原台２丁５番９号　フジパレス三原台201号
債務者　中山　利文
１　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係